

議案第 5 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定するため、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 月 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

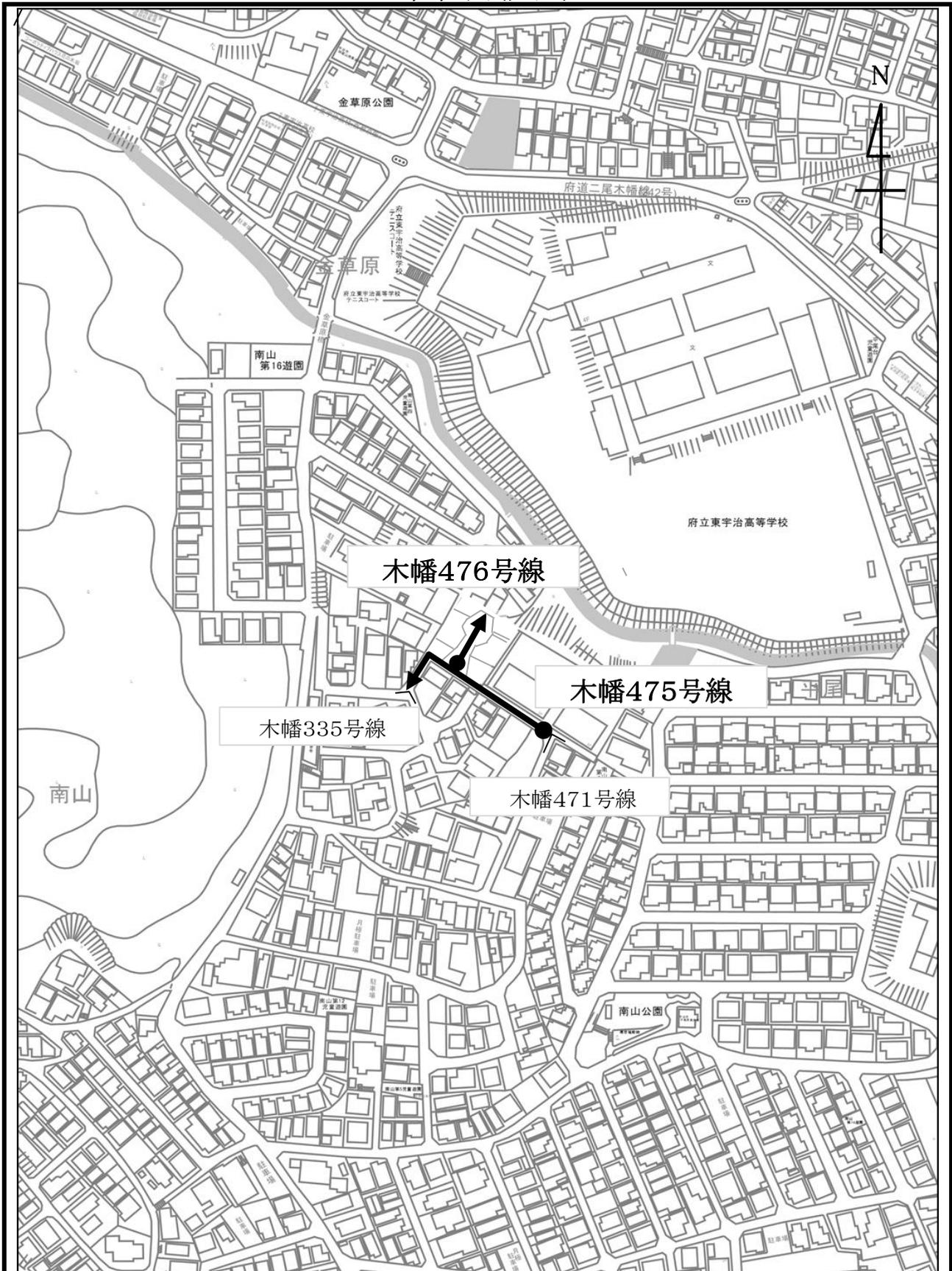
記

路線名	起終点	重要な経過地
木幡475号線	木幡南山96番地の31 木幡南山99番地の23	
木幡476号線	木幡南山106番地の1 木幡南山106番地の16	
木幡477号線	木幡北山畑9番地の15 木幡北山畑10番地の5	

(提案理由)

当該各路線は、地域の生活路線として公共性が高く、市道として維持管理することが適当と考え、認定しようとするものであります。

位置図(認定)



市道	木幡475号線	延長	90.2 m	備考
起点	木幡南山96番地の31	最小幅員	5.0 m	開発行為
終点	木幡南山99番地の23	最大幅員	6.5 m	
市道	木幡476号線	延長	25.3 m	備考
起点	木幡南山106番地の1	最小幅員	6.0 m	開発行為
終点	木幡南山106番地の16	最大幅員	12.0 m	

縮尺:1:2500

